

公益財団法人明石文化国際創生財団後援名義使用許可に関する基準

1 目的

文化芸術関係団体、国際交流関係団体又は公共・公益的団体等が実施する文化芸術事業並びに国際交流及び多文化共生事業について、公益財団法人明石文化国際創生財団（以下「財団」という。）が後援することにより、これらの事業を広く市民に普及、啓発することを目的とする。

2 後援対象事業

財団の後援名義は、以下の事業に対し、使用を許可することができる。

- (1) 芸術文化の振興に関する事業
- (2) 国際交流に関する事業
- (3) その他理事長が特に必要と認める事業

ただし、上記事業であっても、財団の活動目的に相反する内容の事業又は政治団体、宗教団体、労働団体等が本来の団体目的のために実施する事業若しくはもっぱら営利を目的とする事業については後援しない。

3 申請手続

財団の後援名義使用の許可を申請する団体等の代表者（以下「申請者」という。）は、行事開催日の30日前までに、後援名義使用許可申請書（様式1。以下「申請書」という。）を財団へ提出しなければならない。申請書には、下記の書類等を添付することとする。

- (1) 開催要項、前回開催時のパンフレット・プログラム、団体規約、役員名簿等
- (2) 参加料、入場料等有料の場合は、収支予算書等

ただし、上記にかかわらず、今回の申請の日以前概ね1年以内に後援名義の使用許可を受けた実績のある団体等にあつては、団体規約及び役員名簿等について、その内容に変更がない限り、添付を省略することができる。

4 許可手続等

- (1) 申請書を受理した場合で、後援名義の使用が前記1の目的及び前記2の後援対象事業に適合すると認めるときは、公益財団法人明石文化芸術創生財団事務処理規程（平成23年規程第1号）に基づき、後援名義の使用許可を与えることができる。
- (2) 後援名義の使用許可を与えるときは、文書番号を付し、後援名義使用許可書（様式第2。以下「許可書」という。）を申請者に交付するものとする。
- (3) 後援行事終了後、すみやかに後援名義の使用許可を与えた者から後援行事の完了報告（様式第3）を提出させるものとする。
- (4) 申請者は、4(2)の使用許可を受けた後に後援行事の内容の変更及び中止（廃止）を行う場合は、変更申請書（様式1-2）または中止（廃止）申請書（様式1-3）を提出しなければならない。

5 その他

- (1) 申請者は、許可書の交付を受ける前に後援名義を記載したパンフレット、ポスター等を作成してはならない。
- (2) この基準に定めのない事項は、理事長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。ただし、施行の日以前の様式で申請のあったものについては、従前の例によることができる。

附 則

この基準は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、施行の日以前の様式で申請のあったものについては、従前の例によることができる。

附 則

この基準は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。ただし、施行の日以前の様式で申請のあったものについては、従前の例によることができる。